

## \*\*\*平成24年度西原町教育委員が決まりました。\*\*\*

新教育委員長に前泊加代子氏が選任されました。また、4年間教育委員を務めた仲本紀男氏が、平成24年3月31日で任期満了に伴い退任となり、新委員に大濱進氏が任命されました。この1年間、下記の体制で頑張っていますのでよろしくお願いします。

役職名	氏名	任期
教育委員長	前泊 加代子	H 23.4.1 ~ H 27.3.31
教育委員長職務代理者	大濱 進	H 24.4.1 ~ H 28.3.31
教育委員	下地 勝也	H 21.4.1 ~ H 25.3.31
教育委員	松岡 幸子	H 22.4.1 ~ H 26.3.31
教育長	波平 常則	H 23.4.1 ~ H 25.3.31

### 教育委員会について

教育委員会は5人の委員をもって組織する合議制の執行機関です。教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、町長が議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年です。教育委員長は、委員の中から互選され、教育委員会会議を主宰し、教育委員会を代表します。教育長は、委員長を除く教育委員の中から、教育委員会によって任命されます。教育長は、教育委員会で決定した事務、教育委員会から委任された事務を処理し、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督します。

お問い合わせ：教育委員会教育部教育総務課 ☎ 945-3655

### 障がい者の自立と社会参加を目指して —「ほのぼのプラン2012」を答申—

西原町障害者施策推進協議会（新川善昭委員長）は、町から諮問を受けていた「ほのぼのプラン2012 西原町障害者計画及び第3期障害福祉計画」について、3月29日に答申しました。

新川委員長は「障がい者が地域のあらゆる分野で活動できるよう、地域とともに歩んでいける社会の実現を目指して検討を重ねた。今後は関係機関との情報共有、連携を図って施策の推進と定期的な検証をお願いしたい。」と語りました。

答申を受けて上岡明町長は「障がい者の課題が多様化するにあたって、行政として対応していきたい。住みなれた地域とともに歩んでいくための施策を推進したい。」とこれからの抱負を語りました。



### 子どもたちの読書の推進を図る —西原町子ども読書活動推進計画—

西原町子ども読書活動推進計画を検討してきた同計画策定委員会（上原明子委員長）が、計画を取りまとめ、3月29日に町教育委員会へ報告しました。同計画を策定したのは、中頭郡では読谷村について2番目となります。

上原委員長は「本計画は10年計画という長期的な計画になっており、子どもたちの成長や時代に対応した推進体制が取れる。」と内容を説明。「西原町は読み聞かせが根付いていて、図書館の利用率も高い。特性を生かして読書活動を推進してほしい。」と今後を期待を寄せました。報告を受けた波平常則教育長は「計画を有効に活用したい。子どもたちにできるだけ本を読んでもらって、いろんなものを学び、どんどん成長してほしい。」と今後の決意を語りました。

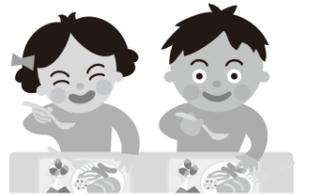


### 5月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
5/6	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00 ~
5/8	火	住民健診	小那覇	小那覇公民館	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/10	木	3歳児健診	H20.12.16 生まれ ~ H21.1.15 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30 ~ 14:15
5/16	水	住民健診	小波津・呉屋	小波津集落センター	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/17	木	1歳半健診	H22.9.8 生まれ ~ H22.10.9 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30 ~ 14:15
5/21	月	住民健診	小波津団地	小波津団地自治会事務所	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/24	木	住民健診	翁長	翁長公民館	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/27	日	乳児健診(午前)	H23.12.27 生まれ ~ H24.2.26 生まれ	社会福祉センター	全館	9:00 ~ 10:30
5/27	日	乳児健診(午後)	H22.6.22 生まれ ~ H23.8.21 生まれ	社会福祉センター	全館	13:00 ~ 14:30
5/28	月	BCG	3ヶ月 ~ 6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30 ~ 16:00
6/5	火	住民健診	坂田	坂田ハイツ自治会事務所	字公民館	8:00 ~ 10:00
6/7	木	2歳児歯科検診	H21.12.1 生まれ ~ H22.3.2 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:00 ~ 15:00

※3歳児健診・1歳半健診・2歳児歯科健診については、会場に予定していた中央公民館が工事により利用できなくなったため、実施場所が変更になりました。対象のみなさんご注意ください。【健診のお問い合わせ】福祉部福祉課母子保健係 ☎ 945-5311

## 学校給食と給食費未納対策について



給食費は食材の購入だけに使われる経費です。給食費の納入にご協力とご理解をお願いします。

### 1 学校給食の実施状況

西原町では、6校の小中学校と4幼稚園において、安全安心なおいしい学校給食を目指して完全給食を実施しています。西原町学校給食共同調理場でおよそ4,200食を調理しています。

### 2 学校給食を実施するために必要な経費の負担

経費の負担については、学校給食法第11条や学校給食法施行令第2条等の定めにより、西原町は学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を負担しています。また、西原町が負担する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすることと定められており、食材の購入のための費用を給食費として、保護者のみなさんに負担していただいています。

### 3 給食費の定め方

給食費は栄養摂取基準を基に、前年度の食材の品目、数量及び購入価格、過去の状況などを参考に算定されており、食材の購入のみに使われます。

#### 食材の購入方法

西原町学校給食共同調理場の給食担当職員が、安全な食材確保を第一に地産地消などに考慮しながら購入しています。良質で安価なものを計画的に購入し、保護者のみなさまの負担を少しでも軽減できるように努めています。

### 4 給食費の未納が発生した場合

給食費は食材の購入のみに使われるため、食材購入に支障が出て、児童生徒及び幼稚園児の食べる給食に大きな影響が出ることになります。

### 5 経済的に給食費の支払が困難な場合

経済的に給食費の支払が困難な保護者の方に対しては、援助制度があります。その都度、学校にご相談ください。

### 6 給食費の滞納額

平成23年度分 滞納繰越分 7,150,539円(平成24年3月30日現在)  
97,229,204円(平成24年3月30日現在)

### 7 給食費の滞納整理

西原町では、給食費の滞納整理のため「西原町学校給食費滞納整理等事務処理要項」を策定しました。それに基づき以下のとおり取組みを強化し、滞納繰越分の給食費の徴収に全力をあげます。

西原町学校給食共同調理場からの再三の請求・督促・訪問にもかかわらず、給食費を納入していただけない保護者の方に対しては、通知(法的措置候補者選定通知書)により納付を促します。

↓ それでも納付がない場合(悪質なもの)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の同意を得て、法的手続きである「支払督促制度」を活用して、簡易裁判所へ申立を行い、未納金の回収に努めていきます。

お問い合わせ 西原町学校給食共同調理場 ☎ 945-4935 担当:新垣・喜納